

6月20日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第140回定例研究会

だれでも参加できます

# 「改正入管法」の 内容と問題点

報告：北上 紘生 氏（弁護士）

## これからの企画

### ◆第141回定例研究会

日時…7月18日(木)

18:30~

場所…静岡県評会議室

内容…未定

### ◆第10回定期総会と記念講演

日時…8月3日(土)

13:00~

場所…静岡労政会館視聴覚室

内容…「外国人技能実習生の  
実態と課題」

樽松 佐一 氏

(前愛労連議長)

## 人権侵害を許さない

今年の4月から「改正入管法」（出入国管理及び難民認定法）がスタートしました。これまで外国人労働者は、「専門的・技術的分野」に限定するという建前でしたが、それを崩し、熟練していない労働者を含め受け入れることにしたのが大きな特徴です。

新たに創設された在留資格は「特定技能1号」と「特定技能2号」です。当面は技能実習生が「1号」に移行するケースがほとんどで、今後、「特定技能」で在留資格を得る外国人労働者が徐々に増えていくことになりそうです。

「特定技能」への人材の供給源として技能実習制度を残したのは、今回の法改正の最大の欠陥です。技能実習制度での人権侵害を絶対に許さないという声を労使ともにもっと発信する必要があります。

「改正入管法の問題点と今後の展望」指宿昭一弁護士より抜粋 (<http://ictj-report.joho.or.jp/1903/topics01.html>)

※連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F（静岡県評内）  
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>